

太田市立綿打小学校いじめ防止基本方針

第1 目的

【基本理念】

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

そこで、すべての児童がいじめを行わず、また、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの防止のための取組を行う。

【いじめの禁止】

児童は、いじめを行ってはならない。

【学校及び職員の責務】

いじめが行われず、すべての児童が安心して教育活動に取り組むことができるように、保護者や関係者機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処する。

第2 学校の実態把握

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃（インターネットを通じて行われるものを含む。）を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。

2 学校の実態

○平成27年度学校評価より（H27、12実施より）

- ・悪口や嫌がらせを受けることなく、友達に親切にされていますか。・・・91.1%（児童）
- ・お子さんは、友達と仲良く遊んだり親切にしてもらったりしていますか。・・・95.8%（保護者）

本校では、平成27年度に深刻ないじめと認知されたものはほとんどなかった。しかし、いじめという行為は、そもそも大人（第三者）の目には見えにくいものである。また、個々の行為だけを見れば、「好ましくないもの」「ささいなこと」「日常的によくあるトラブル」と判断されがちである。しかし、そういった行為が繰り返されることによって被害者が追い詰められる。

そのため、どの児童も被害者はもちろん、加害者になり得るという事実を理解し、児童の実態を把握していく必要がある。

第3 いじめ防止のための取組（未然防止）

1 授業改善に関する取組

- 全ての児童が活躍する場面をつくりだし、「自己有用感」を高められる授業づくり
- 協働して課題解決を行う授業づくり

2 児童生徒の友人関係・集団づくり，社会性育成などを目的にした取組

- 一人一人のよさを生かした学級集団づくり
- 縦割り活動を生かした児童の居場所づくり
- 学年集団活動を生かした幅広い友人関係づくり
- ソーシャルスキルトレーニングを用いた対人関係づくり

3 いじめに関する学習に関する取組

- 児童の発達段階に応じ，自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり，それが様々な場面で具体的な態度や行動に現れるようにするために行われる取組を行う。
- 児童の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力，読解力，思考力，判断力，表現力等を育むため，読書活動や対話・創作・表現活動等を取り入れた教育活動を行う。
- 生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ，社会性，規範意識などを育てるため，学校における自然体験活動や集団宿泊体験等の様々な体験活動を行う。

4 いじめをなくすための児童会の取組

- 月別の目標を設定し，それに基づいて啓発を行う取組
- 休み時間，昼休みにクラスを巡回し，友達作りに関してアドバイスする取組
- 月に1度のたてわり活動を通し，思いやりの心を持てるようにする取組

5 保護者や地域に対する啓発の取組

- 学校通信を活用して，保護者や地域へ発信する取組
- 授業参観後の学級懇談会や家庭訪問で学校及び担任のいじめに対する方針を伝える取組

第4 早期発見の取組

1 児童生徒の些細な変化に気づく取組

- 児童の生活の実態を把握するための取組
- 一日一度は，クラスの児童一人一人に声をかける取組
- 学級担任だけでなく，学年の教員，専科の教員，養護教諭など複数の目で児童を見る取組
- 月に一度アンケートを実施し，いじめの実態を把握する取組

2 気づいた情報を確実に共有する取組

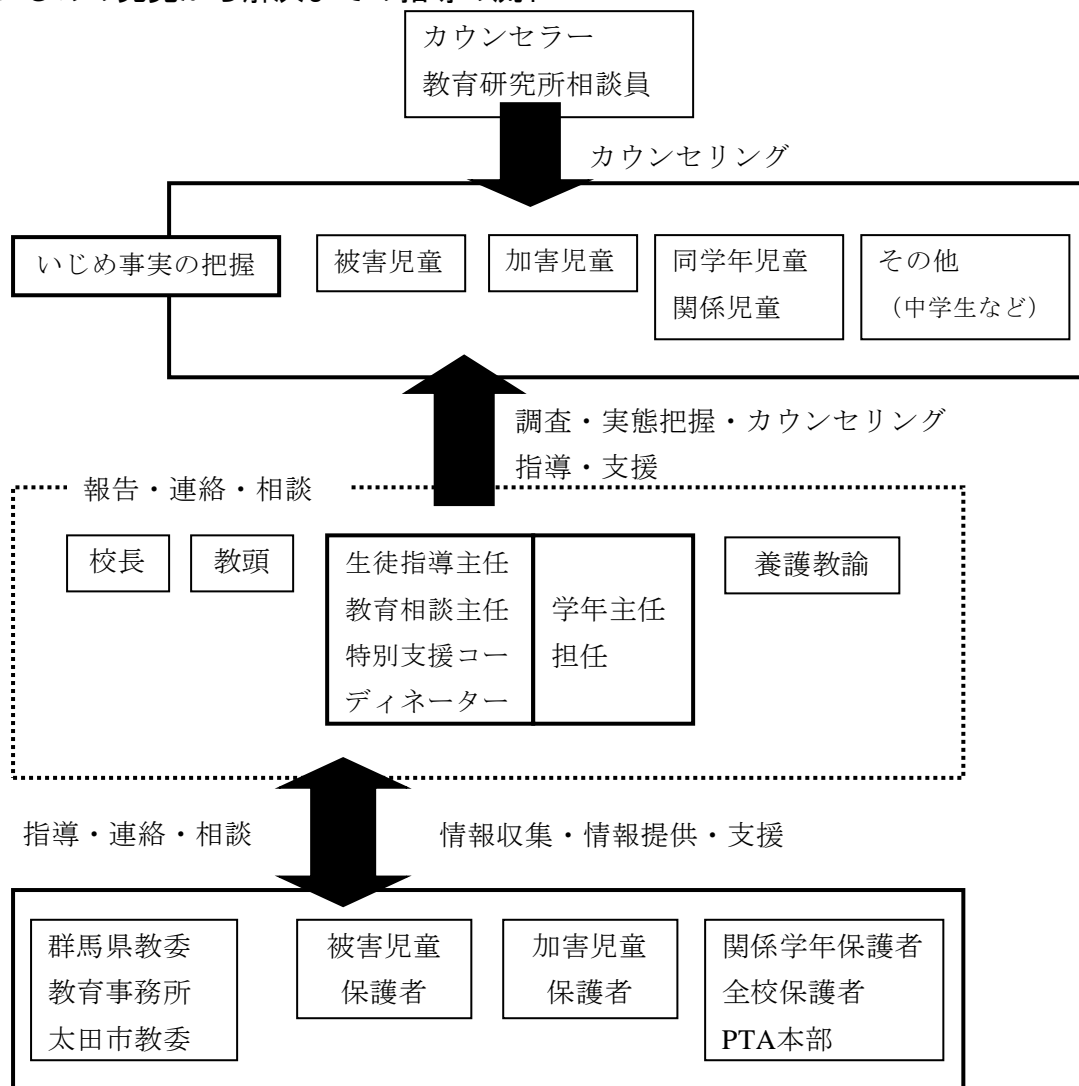
- 生徒指導主任，各学年の生徒指導担当を中心に，いじめ・いじわる・いたずら等のいじめの度合いを把握する取組
- 月に一度の生徒指導部会，職員会議における生徒指導情報の共有の取組
- データ上で生徒指導に関係する課題を共有し，引き継いでいく取組

3 情報に基づき，速やかに対応する取組

- 当該児童に関係する学年や生徒指導部等が連携した聞き取り等の直接的な実態調査及びカウンセリング
- 学年部を中心とした関係する学年児童に対する実態調査及びカウンセリング
- 生徒指導主任，学年主任を中心とした保護者への直接的な実態調査及びカウンセリング
- 市教委と連携したカウンセリング，カウンセラーによるカウンセリング

第5 いじめに対する対応

1 いじめの発見から解決までの指導の流れ



2 いじめの被害者、その保護者への支援

- 学級担任、学年主任等学校による被害状況の調査報告及びカウンセリング
- 市教委等学校外部の機関と連携したカウンセリング、カウンセラーによるカウンセリング

3 加害児童、その保護者への助言

- 学級担任、学年主任等学校による状況の調査報告及びカウンセリング及び指導・支援
- 市教委等学校外部の機関と連携したカウンセリング、カウンセラーによるカウンセリング

4 いじめを見ていた児童生徒への働きかけ

- 学級担任、学年主任等学校による状況の調査報告及びカウンセリング及び指導・支援
- 市教委等学校外部の機関と連携したカウンセリング、カウンセラーによるカウンセリング

5 関係機関との連携

- 太田市教育委員会及び教育相談所相談員との連携
- 群馬県いじめ対策室との連携
- 太田警察署との連携

第6 いじめ防止対策の組織

1 目的

いじめの未然防止，早期対応に組織的取り組みるように，いじめ防止対策組織委員会を組織する。

2 組織の構成

【基本の組織（生徒指導委員会と同じ）】

- ・校長（委員長）・生徒指導主任（副委員長）・養護教諭
- ・教頭・教育相談主任・各学年生徒指導担当
- ・教務主任・特別支援コーディネーター

【事案に応じて参加要請】

- ・被害，加害児童の担任 ・当該学年主任 ・スクールカウンセラー

3 役割

- ・校長…全体統括（委員長）
- ・教頭…連絡調整
- ・教務主任…司会進行
- ・生徒指導主任…議題の提案（副委員長）
- ・教育相談主任，特別支援コーディネーター，養護教諭…支援及び助言
- ・各学年生徒指導担当…各学年の実態報告及び支援
- ・スクールカウンセラー…カウンセリングによる支援

4 役割に応じた対応

- ・校長…全体統括し指示を出す。
- ・教頭…外部機関や役割を果たすための連絡調整を行う。
- ・教務主任…いじめ防止対策組織の司会進行をする。
- ・生徒指導主任…議題の提案を行う。
- ・教育相談主任，特別支援コーディネーター，養護教諭…支援及び助言を行う。
- ・各学年生徒指導担当…各学年の実態報告及び支援を行う。

5 年間計画の策定（PDCAサイクルに関わるものを必ず含む）

月	児童会を中心とした活動内容
4月	○いじめ防止ポスターの掲示 ○1年生を迎える会
5月	○いじめについて考える学級での話し合い
6～8月	○いじめ防止フォーラム（児童会長参加）
7～9月	○いじめ防止フォーラムの報告
9月	○運動会のたてわり活動の中での異年齢交流の充実
10月	○学級活動の充実 ○行事（主に校外学習など）を通じた人間関係作り
11月	○感謝の気持ちを伝える活動（感謝の集い） ○人権講演会
12月	○人権集中学習
1月	○いじめ防止こども会議（児童会長参加）
2月	○6年生への感謝の気持ちを伝える活動 ○人権講演会 ○いじめ防止こども会議の報告
3月	○本年度の反省及び次年度への計画づくり

毎月	○たてわり活動 ○いじめの実態把握に関するアンケート調査（10日） ○生徒指導委員会，職員会議の中での生徒指導にかかる情報交換
実施	○携帯電話安全教室（高学年）
予定	○いじめに関する研修会（毎学期末）

第7 インターネット上のいじめへの取組

1 いじめ防止の取組（未然防止）

- インターネットについての理解を深める授業実践及び啓発活動
- 携帯電話安全教室や資料の配付などによる児童，保護者への情報提供の実施
- 掲示板，ツイッター，LINE等ソーシャルネットワークサービスの利用の仕方の共通理解

2 早期発見の取組

- 教職員のインターネットに関する知識の向上にかかる研修

3 いじめに対する措置

- 内容の把握，内容の保存処理
- 関係児童保護者と連携し，インターネットと接続する端末にかかる処理の仕方の共通理解
- 関係データを削除するための要請
- 警察や裁判所等との連携
- 管理者やプロバイダーとの連携

第8 重大事態への対処

1 重大事態の認識

- 各クラス担任による重大な事態の児童の実態の把握にかかるアンケート調査の実施
- 各クラス担任による重大な事態にかかる児童の心身の負担に関するアンケート調査の実施
- 重大事態の認識が大きい児童に対する事態の把握と認識の度合いに関するカウンセリングの実施

2 組織としての対応（調査・報告等）

- 教育委員会が設置する組織と連携し，生徒指導部会による調査組織を設置
- 教育委員会が設置する組織と連携し，生徒指導部会による調査の実施
- 教育委員会が設置する組織と連携し，学年部，クラス担任による児童，保護者への適切な情報提供の実施